

知名町 情報コーナー

募集やイベント、
役場からのお知らせ

イベント

第28回知名町生涯学習 フェスティバル開催

11月2日(金)～4日(日)、おきえらぶ文化ホール「あしびの郷・ちな」において、第28回知名町生涯学習フェスティバルを開催します。詳しくは、後日配布されます。チラシをご覧ください。

●開催日時
11月2日(金)～4日(日)

●会場
あしびの郷ちな及び町民体育館

お知らせ

10月15日(月)～21日(日)は 行政相談週間です

平成29年4月1日付けで吉田末次さんが、総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。行政相談委員は、国の行政機関等の業務に関する国民からの苦情の相談を受けて、必要な助言を行うほか、関係行政機関等にその苦情を通知し、その解決の促進を図ります。



吉田 末次
(知名665-1)
☎93-2783

※都合により相談所の開設日・時間の変更になる場合は、行政防炎無線により事前にお知らせします。

※開設日以外にも、自宅において相談を受け付けます。自宅相談を希望の場合は、上記電話番号にご連絡下さい。

園総務課 (☎84-3156)

各種年金保険料の 免除制度について

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。

①免除(全額免除・一部免除)申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に保険料が全額免除または一部免除となります。

②若年者納付猶予申請

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定以下の場合に、納付が猶予されます。

③学生納付特例申請

学生の方で本人の前年所得が一定以下の場合に、納付が猶予されます。

●過去2年まで遡って 免除申請ができます

保険料の納付期限から2年を経過していない期間について、遡って免除等を申請できます。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

10月1日は 「土地の日」です!

一定面積以上の土地取引をした場合は届出が必要です。

一定面積以上(別表参照)の土地について、売買等の取引をした

場合には、国土利用計画法により、契約締結後2週間以内に、買主が土地の利用目的及び取引価格等を届け出なければなりません。

(別表)

市街地区域	2,000㎡
市街地区域外の都市計画区域	5,000㎡
都市計画区域外の区域	10,000㎡

募集

認定こども園 臨時職員募集

認定こども園きらきら及びすまいるにおいて、次のとおり臨時職員の募集をいたします。詳しい内容などについては、各こども園までお問い合わせください。

問 認定こども園きらきら (☎03-22200)

- ・ 遅番1名(16時30分～18時30分/週6日勤務)
- ・ 保育教諭1名(8時30分～17

問 認定こども園すまいる (☎03-35503)

- ・ 時15分/週5日勤務)
- ・ 給食1名(8時30分～17時15分/週5日勤務)
- ・ 遅番1名(16時30分～18時30分/週6日勤務)



また、業務の遂行を通じて得られた行政運営の改善に関する意見を総務大臣に対して述べることに、行政の改善に貢献しています。

なお、相談は無料で、秘密は守られます。

●相談所開設について
〔日時〕毎月第3水曜日
午前9時から正午まで
〔場所〕中央公民館2階会議室